第２期熊谷市空家等対策計画（案）に対する意見及び市の考え方

１　意見募集期間

令和４年１２月２６日（月曜日）から令和５年１月２５日（水曜日）まで

２　意見の提出者数及び意見の件数

提出者数　　４名

意見の件数　　６件

３　意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
第２章 空き家等の現状と課題	玉井区分の区域を新堀地域と分けたほうが分かりやすい。	現在の「熊谷市空家等対策計画」と同じ行政区分による集計等を行っており、原案のとおりとさせていただきます。
第４章 空き家等対策の具体的な施策	熊谷市の空き家対策は十分なされていると思う。 空き家等に関する情報などの周知・啓発からもう一歩踏み込み、関係団体等の協力を得て自治会単位ごとなど細かい範囲で空き家対策の勉強会を（おせっかい的に）開催してみてはどうか。	相続講座（県事業）等を活用して、空き家等に対する問題意識を高めていただくことで、空き家の発生予防に努めてまいります。 いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
第４章 空き家等対策の具体的な施策	子どもが家を建てたいと市内の物件を探している。私は、中古住宅など立地優先で探すよう話している。 このような者たち（若い世代の家庭）と処分を考える所有者を引合わせ、適切に売買がなされるようアドバイスする窓口を充実させるべきだ。	空き家等の流通・利活用を促進するため、本市が、埼玉県北部地域の近隣６市町と連携して運営している「埼玉県北部地域空き家バンク」について、引き続き制度の周知に努めてまいります。また、空き家の所有者等に対する相談窓口の充実等を図ってまいります。

第４章 空き家等対策の具体的な施策	空き家に「価値」を持たせた活用方法。 例えば、リフォームした空き家に市外からの子育て世代転入者に低家賃で住んでもらう。熊谷は暮らしやすいと思ってもらえたら、定住にもつながる。若い世代が好むように素敵にリフォームし、空き家の活用の可能性を所有者にも理解してもらう。	いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
第６章 空き家対策の実施体制等	安全のために空き家を解体すると固定資産税が上がることに対する是正を。 跡地を活かす工事や施工に対する補助金を。	固定資産税及び都市計画税に係る住宅用地の特例措置（課税標準の特例）につきましては、関係法令等に基づき適用しております。 跡地の活用につきましては、老朽化が著しいなど、利活用が難しい状態にある空き家等についての除却費用の支援等を行うなど、跡地を含め、所有者等による空き家等の流通・利活用を促進してまいります。
全般	年号が平成、令和とわかりづらい。西暦にしたほうが良いのでは。	現在の「熊谷市空家等対策計画」の表記と合わせ、年号での表記としており、原案のとおりとさせていただきます。